

平成 3 1 年 1 月 3 1 日

平成 3 1 年 第 1 回 和 東 町 議 会 臨 時 会

(第 1 号)

和 東 町 議 会

平成 3 1 年 第 1 回 和 東 町 議 会 臨 時 会

会 議 録 ( 第 1 号 )

招 集 年 月 日 平 成 3 1 年 1 月 3 1 日 ( 木 )

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

閉 議 午 前 1 0 時 0 3 分

出 席 議 員 ( 1 0 名 )

1 番	吉	田	哲	也	2 番	藤	井	清	隆
3 番	村	山	一	彦	4 番	井	上	武	津 男
5 番	岡	田	泰	正	6 番	岡	本	正	意
7 番	畑		武	志	8 番	竹	内	き	み 代
9 番	小	西		啓	1 0 番	岡	田		勇

欠 席 議 員 ( 0 名 )

な し

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 島 川 昌 代

書 記 今 西 靖

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	堀忠雄
副町長	奥田右
総務課長	岡田博之
総務課地方創生担当課長	草水清美
地域力推進課長	犬石剛史
人権啓発課長	井上順三
税住民課長	細井隆則
福祉課長	北広光
国保診療所事務長	久保順一
農村振興課長	東本繁和
建設事業課長	馬場正実
会計管理者兼会計課長	瀧村幸代

議事日程 別紙のとおり

会議に付した事件 別紙議事日程のとおり

会議の経過 別紙のとおり

会議録署名議員 6番 岡本正意

7番 畑武志

## 議事日程（第1号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 閉会中の広域連合議会の報告

日程第 5 議案第 1号 町道山口線拡幅改良工事（6工区）工事請負契約の変更  
について

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（岡田 勇君）

皆さん、おはようございます。

本日は、ご苦労さまです。

ただいまから、平成 3 1 年和東町議会第 1 回臨時会を開会いたします。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

皆さん、おはようございます。

ことしに入って早々ですが、第 1 回の臨時議会をお願いいたしましたところ、議員の皆さん方には、非常に足元の悪い、お忙しい中、全員ご出席をいただきましてありがとうございます。

現在、和東町では、次年度の予算の編成に向けて、今、努力しているところでございます。過日、京都府からも説明に来ていただきました。京都府の大きな特徴というのは、やっぱり相楽郡東部、そういったことを含めて、均衡ある発展ということで、特に東部 3 町村を焦点に充てた予算対策をしていただいているわけでありまして。そういったことも受けながら、現在、和東町でも予算の対応というのを現在考え、そして、定例会で提案させていただきたい、そういう今、作業をしているところであります。

さて、今回の臨時議会でございますが、これは一部工事におきまして変更が生じ、その承認をいただかなきゃならないということで、これもまた今年度事業でございますので、余すところが少なくなっただけまいりました。

そういう観点から、非常に皆さん方にはお忙しい中でございますが、今回、臨時議会をお願いして、提案させていただいた次第でございます。

どうか慎重なご審議をいただきまして、承認いただきますことをお願いいたしまして、最初に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうも本日はご苦労さまでございます。ありがとうございます。

○議長（岡田 勇君）

本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番、岡本正意議員、7番、畑 武志議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日の1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日の1日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長より、報告いたします。

監査委員より、平成30年度第8回、第9回の出納検査結果の報告がありましたので、結果報告の閲覧を希望の議員は事務局にてごらんください。

以上で、報告を終わります。

日程第4、閉会中の広域連合議会の報告を求めます。

相楽東部広域連合議会、藤井清隆議員。

○相楽東部広域連合議会（藤井清隆君）

それでは、相楽東部広域連合臨時議会は、去る平成30年12月21日、和東町体験交流センターにて開催されました。

開会宣言の後、第7号議案 和解及び損害賠償の額を定めることについてが審議されました。

趣旨説明に続き岡田 勇議員が賛成討論を行い、採決の結果、全員賛成にて可決・

成立いたしました。

和解の経緯及び主な内容については、以下のとおりです。

平成19年提訴の「テールアルメ擁壁及び周辺土地変状に伴う損害賠償請求事件」の一審判決を不服として、二審に控訴した控訴人、株式会社ウエスコ並びに日立造船株式会社は、被控訴人である相楽東部広域連合に対して計3億8,000万円の和解金の支払い義務を課するものでありまして、この和解の成立によりまして、12年に及ぶ裁判が終結することになりました。

以上で報告を終わります。

○議長（岡田 勇君）

以上で報告を終わります。

日程第5、議案第1号 町道山口線拡幅改良工事（6工区）工事請負契約の変更に  
ついてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第1号の提案理由を申し上げます。

現在、工事を進めています町道山口線拡幅改良工事（第6校区）の工事内容に変更が生じたので、地方自治法第96条第1項の第5号の規定に基づき、議会の議決をいただきたく提案するものであります。

なお、工事概要及び変更概要等詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

おはようございます。

それでは、私のほうから、議案第1号についてのご説明をさせていただきます。

議案書をお開きください。

#### 議案第1号

##### 町道山口線拡幅改良工事（6工区）工事請負契約の変更について

町道山口線拡幅改良工事（6工区）工事請負契約を下記のとおり変更する契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

#### 記

契約金額に係る部分中「4,762万8,000円」を「5,477万40円」に、  
契約期間に係る部分中「平成31年2月20日」を「平成31年3月31日」に改める。

平成31年1月31日提出

和東町長 堀 忠 雄

1枚おめくりください。

契約変更の概要でございます。

##### 町道山口線拡幅改良工事（6工区）変更契約の概要

- 1 事業名 平成30年度社会資本整備総合交付金事業
- 2 工事名 町道山口線拡幅改良工事（6工区）
- 3 工事場所 京都府相楽郡和東町大字原山地内
- 4 契約金額 「4,762万8,000円」を「5,477万40円」に変更
- 5 契約の相手方 京都府相楽郡和東町大字釜塚小字中溝16番地1  
株式会社岡田組  
代表取締役 岡田吉博
- 6 契約期間 平成30年7月14日から「平成31年2月20日」を「平成31年3月31日」に変更



7 支出科目 一般会計

(款) 07 土木費

(項) 02 道路橋りょう費

(目) 03 道路新設改良費

(節) 15 工事請負費

でございます。

それでは、山口線の改良工事（6工区）の変更の箇所等についての概要をご説明させていただきます。

1 変更内容

○水替工の追加、金額として約100万円でございます。

ボックスカルバートの施工に伴う水替が必要となるため

○ボックスカルバートの規格変更及び取合部分の追加160万円

本工事施工により掘削等を行い、現地踏査した結果、当初予定している方法では流水に支障が生じるため、ボックスカルバートの規格を変更し、また設置後に既設側水路との隙間が発生するため、コンクリートにより構造物を設置する必要があります、増額しております。

○ボックスカルバート施工に伴う仮設ヤードの整備でございます。約90万円です。

ボックスカルバートを施工に当たり、据えつけにラフタークレーンを使用するが、アウトリガーを伸ばすため1トン土のう及び敷鉄板により仮設ヤードを整備する必要があります、これの増でございます。

○張出車道施工に伴う地盤改良方法の変更でございます。約70万円でございます。

当初、地盤整備はセメント安定処理を計画していましたが、六価クロム溶出試験結果が不可となったため、購入土による土の置換工法に変更するため増でございます。

○その他 294万2,000円

地元との調整により、ガードレールの一部に目隠しフェンスまたは二段ビームの追加をする増。

それから、擁壁を施工する際、民地側の既設コンクリート舗装を取り壊しするため及び新設道路高さとの高さを調整するための復旧に係る費用の増でございます。

1枚めくっていただきまして、変更の内訳です。

契約金額 当初4,762万8,000円を変更で5,477万40円

工期 当初、平成30年7月14日から平成31年2月20日を変更で平成30年7月14日から平成31年3月31日に変更したいと考えております。

隣のページ、計画平面図をごらんください。

赤で示している部分が今回変更になった主な箇所でございます。

あわせて、もう1枚めくっていただきまして、こちらが先ほど説明をしました仮設の部分でございます。特に、ボックスカルバート、それから張出車道等の設置にラクタークレーンが必要となりまして、当初の段階では何とかつり上げてということも考えておりましたが、安全上、周りの仮設のヤードをつくらないとだめだという結果が出まして、四角で囲んでいる中の赤丸のところに1トン土のう等を設置しまして、ヤードを設置、それで打って返しながら、道の終点側、奥側から順番におりてくるということで実施しております。

主な変更につきましては、ボックスカルバートのやりかえ、それからボックスカルバート据えつけ、それと張出車道の地盤、それとあわせて、一番変更額の大きかったものにつきましては、民地との取り合い等の関係でございます。特に、垣根のあったところに目隠しフェンスを入れたりとかいう変更がございまして、変更になっております。

当初4,762万8,000円ということで契約しております関係上、議会の議決を得ておりませんが、今回、変更額が5,000万円を超えましたので、今回、議決の案件となり、本日提案させていただきました次第でございます。

慎重審議の上、よろしくご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

これから質疑を行います。

8番、竹内議員。

○8番（竹内きみ代君）

少し説明をいただきましたが、もう少しわからないところがありますので、説明をしていただきたいと思います。

第1工区、第2工区はやはり人家もございませんで、今回、第6工区につきましては、人家も非常に近くにあるというような状況の中で、今、説明いただきました本線に対しまして支線との取り合い、そういったところの不具合も生じてくる、これはここにも説明があるようにわかります。

その4点目ですか、書いていただいております六価クロム溶出試験という言葉が出ておりますが、これはどういったことなのか、もう少し説明を願いたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

今の竹内議員のご質問にお答えさせていただきます。

六価クロムというものにつきましては、現在、自然界にあるものではございません。今回工費の中で当初に計画しておりましたそのままの工事の土を流用した工法を考えておりました。これは購入土、それから土砂処分等の経費削減のために、できるだけあったものをその場で使うという方法で行うのが原則になっておりますので、この方法をとっております。

このためには、その土をそのまま使っていいものかどうかという検査になります。使って悪いものはないというのが現実でございますが、今回、手で示しながらの話になりますけども、1つの張出車道というものをここに置く格好になります。張出車道につきましては、町道のもともとの現道から張り出す格好になりますので、今かぶっているこの部分の地盤が安定して、ここの重さでこちら側を曲がらないようにきちっと抑えてあげるということで、茶色の部分のこの部分の地盤を改良する必要があります。このためには改良するのに一番いい工法としましては、セメント硬化剤、要は、ポルトランドセメントとか、そういうセメントを土にまぜて、その土をかたくして地耐力という力を出しまして安定地盤をつくるということになります。

そうしますと、ここにセメントの土をここに作るということで、こういうものをつくるためには、この土に今後いろんな変化が出ないかという検査をする必要があります。これは国の通達で、平成12年に環境省のほうから出ておりまして、この通達によって土の試験をすると。

これは現場の土を採取しまして、サンプリングを持って帰って溶出試験ということで、その土に固めたものをつくって、それに水を入れたりとか試験をします。そのときにこの土とコンクリートの硬化剤との化学反応が起こったときに発生するのが六価クロムというものでございます。自然界には三価クロムまではあるんですけども、異変を起こすということでございます。

こういう場合は、この土を使用しないということで環境基準が決まっております、今回、1回目の検査を11月に入れてあります。その検査を入れたときに基準値の数値を若干上回っております。

これにつきましても、A案があればB案があるというような形で、このコンクリートがだめなら違う硬化剤を使うということになりますので、もう一回、12月にも同じ検査を行っております。その結果も若干数値が上回りましたので、六価クロムが今後ここで化学反応を起こして発生するという要素が出ましたので、それを避けるため

にここの土を仕方なく工事用発生土として一旦残土処分をします。これはふつうの土ですので、そのまま残土処分地で指定処分を行いまして、新たに購入土を入れます。

購入土につきましては、今度は地耐力を出すだけの購入土を購入していきますので、それを締め固めて、先ほど言いました下の路盤の上に張出車道の基礎分を置くと。それで、ここの地耐力でこいつを持たせてあげるということで、工事の変更を行っております。

六価クロムにつきましては、化学反応を起こすときに発生するもので、現地での検査の結果、今回の場合、基準で1点の検査をなさうということが京都府の土木請負必携等々に示されておりますので、それを準用して行ったケースでございます。

○議長（岡田 勇君）

8番、竹内議員。

○8番（竹内きみ代君）

六価クロムというのは強い酸性の毒性であるというふうに理解をしておりますが、今回はそこから露出して出てきたものではなくて、セメントをまぜることによって化学反応して生じるものであると、そのような理解をさせていただいたらいいかというふうに思いました。それで、新しい購入した土を入れると、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えします。

そのとおりでございます。現地にはない。今後発生する要素があるということが今回の溶出試験で結果が出ておりますので、若干ではありますけれども、基準値を超えているということで、今回の変更で工法を変えさせていただいたところでございます。

○議長（岡田 勇君）

8番、竹内議員。

○8番（竹内きみ代君）

わかりました。

それですね、やはり住民の皆さんの不具合を生じてくるといいますか、もう少しここをこうしていただいたらというような声も聞かれて、そして、今回こういう目隠しフェンス等々の対応をしていただけるのであるというふうに理解をいたします。

私も現場を見させてもらいに行きました。しかし、住民の方はやはり不安に思っ  
ていらっしゃることも正直ございます。ここはどういうふうな高さになるのかなとか、  
そういったことで全容が見えてこないとなかなかわからないというところもございま  
すので、その辺の声も十分に聞いていただいているかどうか、その辺、確認しておき  
たいと思います。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

今の議案の中の説明の概要の中の一番下の数字、今回の変更の中では一番大きなお  
金、290万円というお金が上がっている部分でございます。この部分が全てそれに  
当たっているとご判断いただければありがたいと思います。

特に、また物をもって説明しますけども、以前の道がこういう道であるのが、いわ  
ゆる幾分か長くなると。そうしたものの、ここの宅盤は変わらないということになり  
ますので、この間のすりつけの部分ですね、この部分については図面上でかいたもの  
で現場つけますので、ようかんのように、ここまで切ってここまで張ってという形に  
なって成形されています。

ただ、現地に行きますと、そうは言うものの、家の中側の舗装のひずみというのは  
必ずあるものでございます。それをある一定整理をしていく関係で、すりつけの舗装

等々にかなりの変更が生じております。

あわせて、先ほど目隠しフェンスの件も出ておりましたが、もともとうちとしては、ガードレールで車が下に落ちないように設計するのが基準になります。

ただ、垣根を自力で植えておられたりとかされている部分も若干ございます。これにつきましても、うちとしては、できることであればガードレールで終わらせておきたいんですけれども、プライバシーの関係等もございますので、窓のある部分等々については若干視距を避けられるようなものを設置したいと。ただ、それもある程度のものでしておかないと当たってしまって、そのまま落ちてしまうような話になりますので、グレードの高いものを若干使う形になったりしますので、その辺の増が今回大きな変更の要素になっております。

○議長（岡田 勇君）

8番、竹内議員。

○8番（竹内きみ代君）

最後に1点だけ確認をさせていただいたんですが、第1工区から社会資本整備費用が非常に厳しい状況の中で、平成25年から進めていただいております。そこで、第1工区からずっと第6まで来たわけでございますが、これまでの経費ですね、ざっくりどれぐらいの予算でここまで取り組んでいただいたのか、そして、あとですね、到達するまではどれぐらいの予算が必要なのか、また、期日的には、いつごろに上まで到達するのか、完成ですね、その辺をどのように見積もっておられるのか確認しておきたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

当工事につきましては、平成24年から設計等にかかっております。実際に工事に

入りましたのは平成25年からの工事で、物件調査等々が始まりまして、それから移転等々を行いまして、現在、第5工区まで来ております。

第1工区、第3工区、第4工区、第5工区については、これは補助事業で実施させていただいております。これは一つの道路構造物の基準で、勾配が基準内に入るものでございますので、何とか補助対象になっております。

ただ、第2工区につきましては、現地に合わすということもございまして、道路勾配がかなり急になっております。この部分については補助対象にはとってもらっておりませんので、ここの部分については単費ということになっております。

現地を皆さん熟知してもらっていると思いますので、府道から入っていただいて、若干進んだところからぐっとのぼっているのぼりの部分ですね、この部分以外は全て補助事業で、社会資本整備事業で実施してまいりました。

事業につきましては、本工事が現在の段階で約2億円ほど29年までかかっております。それから、測量試験費が約3,000万円かかっております。それと用地補償、それと最近では電柱とかの移転等も全部補償対象になります。それと水道管、町水道の管を旧管から新しく今回の耐震構造管に入れかえております。これが約6,500万円ほどかかっております。

なお、今回議決をいただく金額が5,000万円ございます。合わせまして、来年度以降の予算として約3,000万円ぐらいはまだかかろうかという想定をしております。これも先ほど説明させていただきましたように、2工区と同様、現道にすりつけに行くという関係がございまして、道路縦断勾配が急になるということで、この部分に対しても補助事業の対象外となりますので、補助事業については、本年度の事業で山口線についてはほぼ完了ということになりまして、あと、来年以降につきましては町の単費等を充てながら、一応、原山線までつなぎたいと。約50メートル弱あるんですけども、この間を持っていくと。これにつきましても、擁壁等々の設置等がございまして、拡幅も含めまして、3,000万円弱は予算立てをしておく必要が



あると思いますので、これにつきましては、今後、町の財政等々も調整しながら、できるだけ早い時期に完成を目指したいということに考えておりますので、一番の難色間につきましては、ことしのボックスカルバート、それから張出車道のところをクリアできますので、通行についてはほぼ問題なく通っていただけるような状況になるということで考えております。

できることであれば、担当課としましては、早い時期に予算立てをしていただきながら前へ進みたいということで強く要望をしたいと思っておりますけれども、これにつきましては、地元要望もあわせて頑張ってくださいながら予算をとりたいというように思いますので、ご理解とご協力のほうをお願いしたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

8番、竹内議員。

○8番（竹内きみ代君）

それと要望なんです、私もホームページで入札というところを見ていきますと、4工区までは全て入札につきましては記載されておりますが、5工区からは町のホームページには一切載っておりません。それに合わせまして、ほかの入札につきましても全て昨年からのホームページに載せられておりません。このことはですね、やはり京都府のほうに載っているというようなことはチラッとお聞きしましたが、リンクするような体制は必要だと思います。やはり我々議員、また住民さんに対しましても町のホームページできちっと載せていくということが道理であると思いますので、その辺、課長に要望しておきたいと思っております。

いかがですか。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

今の竹内議員のご指摘でございます。和東町につきましては、平成27年度まで基本的に入札行為を本庁舎まで来ていただきまして行っておりました。平成28年度以降につきましては完全電子入札化ということで、京都府のシステムを使って入札を執行しております。手入札というのは、ほぼ物品とか特殊なものでない限りは全て電子入札を使っている関係で、今、竹内議員がご指摘ございましたように、全部、京都府の工事発注のほうに掲載するということで私ども判断しております。

ただ、今の点につきましては住民サービスに欠けているという点でございます。鋭意努力しまして、できる限り二重手間にならないようにしたいと思っておりますので、京都府のホームページをリンクできるよう京都府のほうにも申請をかける努力させていただいて、ほかの市町村でもそういう事例がございますので、できる限りそういう形で見えていただけるようにしたいと考えておりますので、いましばらくの時間をいただきたく思います。

○議長（岡田 勇君）

ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第1号 町道山口線拡幅改良工事（6工区）工事請負契約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第1号 町道山口線拡幅改良工事（6工区）工事請負契約の変更

については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま臨時議会をお願いし、工事請負契約の変更等についてご承認いただきましてまことにありがとうございます。

ご質問等でもございました、いろいろとそういった住民の皆さん方にもご配慮させていただきながら工事を円滑に進めてまいりたいと、このように思っているところがあります。

こうした道路につきましては住民に直結する問題であります。先ほどありましたように、補助金とか一般いろんな事業を取り入れて今も進めているわけですが、住民の皆さんが大きく願っておられる内容については行政としても汗をかかなきゃならん。これは基本としてこれまでも取り組んでまいりました。

こういうことで、これからも非常に厳しい中でもありますが、こうしたことも踏まえながら、また財政状況の健全化も見ながらこれからも進めてまいりたいと、このように思っているところでございます。

これからも厳しい状況に違いはないわけですが、皆さん方の一層のご指導、ご協力を賜りますことを切にお願いし、本日は本当に原案どおりご承認いただきましたことをあわせてお礼申し上げながら、閉会とさせていただきたいと思えます。

どうもありがとうございました。

○議長（岡田 勇君）

これもちまして、平成31年和束町議会第1回臨時会を閉会いたします。

本日はご苦勞さまでした。

午前10時03分閉会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

平成 31 年 3 月 15 日

和東町議会議長 岡 田 勇

署名者

和東町議会議員 岡 本 正 意

〃

和東町議会議員 畑 武 志